

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と鷹栖町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1イの表子育て支援体制の充実の項中「NPO法人」を「NPO法人等」に改め、同表イの表障害者相談事業の項を削り、同表オの表消防防災体制の整備の項中「消防防災体制」を「防災体制」に改め、同項の次に次のように加える。

消防の広域化	取組の内容	消防体制の強化を図るため、消防の広域化を行う。
	甲の役割	乙から消防事務の委託を受け、当該事務を管理し、及び執行する。
	乙の役割	甲に消防事務を委託する。 甲の消防事務の管理及び執行に対し、応分の経費を負担する。

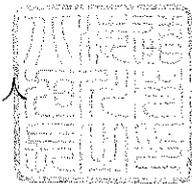
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年12月20日

旭川市6条通9丁目46番地

甲 旭川市

旭川市長 西川 将 人



上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号

乙 鷹栖町

鷹栖町長 谷 寿 男



定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と愛別町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1イの表子育て支援体制の充実の項中「NPO法人」を「NPO法人等」に改め、同表イの表障害者相談事業の項を削り、同表オの表消防防災体制の整備の項中「消防防災体制」を「防災体制」に改める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年12月20日

旭川市6条通9丁目46番地

甲 旭川市

旭川市長 西川 将 人



上川郡愛別町字本町179番地

乙 愛別町

愛別町長 前 佛 秀 幸

